

総合エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会  
バイオマス持続可能性ワーキンググループの設置について

平成31年4月  
経済産業省資源エネルギー庁

固定価格買取制度(FIT 制度)では、バイオマス発電に対して、認定基準の一つとして燃料の安定調達を確保することを求めている。燃料の安定調達については、調達期間中に必要量を安定して調達できることを契約書等により確認するだけでなく、中長期的な観点から持続可能な形で生産された燃料であることも確認している。

こうした燃料の持続可能性については、国内燃料は森林法等に基づいて確認を行い、輸入燃料は第三者認証を用いて確認を行うこととしている。特に、バイオマス液体燃料(パーム油)については、RSPO などの第三者認証によって持続可能性の確認を行うこととし、より実効的な確認を行うため、認証燃料が非認証燃料と完全に分離されたかたちで輸送等されたことを証明するサプライチェーン認証まで求めている。

こうした中で、平成30年度の調達価格等算定委員会において多くの種類の新規燃料を活用するニーズが明らかになり、多様な燃料に対応することができる様々な基準・認証の検討が必要となるとともに、パーム油に関しても RSPO 以外の基準・認証を活用する具体的なニーズが明らかになった。

このような状況を受け、当年度の調達価格等算定委員会で検討を行ったところ、FIT 制度で求める持続可能性の確認方法については、食料との競合の観点を含めて、詳細の検討は、エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びにこれらの適正な利用の推進に関する総合的な施策に関する重要事項を審議する総合資源エネルギー調査会の下に、検討の場を設けて専門的・技術的に行うこととされた。

これを受け、専門家による検討の場として、新エネルギーに関する重要事項として、バイオマス発電に特化した固定価格買取制度の在り方を審議するため、省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会の下部機関として、バイオマス持続可能性ワーキンググループを設置することとする。